

平成 29 年 度

第 2 回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成29年度 第2回 練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成29年10月31日(火) 午後2時00分～午後3時30分

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 17名(会長、 会長代理)

ア 被保険者代表委員

石原 秀男、岩橋 栄子、上月 とし子、関 洋一、武川 篤之、

(欠席 河原 啓子、備前 猛美)

イ 保険医・保険薬剤師代表委員

岩崎 章宣、齋藤 良造、治田 晶彦、會田 一恵、斎藤 恭子

(欠席 伊藤 大介、河田 紀子)

ウ 公益代表委員

小泉 純二、○酒井 妙子、有馬 豊、橋本 けいこ、池尻 成二、堀井 安伸

(欠席 渡邊 万里子)

エ 被用者保険等保険者代表委員

小池 敏夫

(欠席 池島 拓)

(2) 事務局 15名

区民部長、収納課長、国保年金課長、他職員12名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 保険者代表挨拶

(2) 会議録署名委員選出

(3) 報告事項

平成29年度第1回東京都国民健康保険運営協議会について

平成30年度保険者努力支援制度(区市町村分)について

平成28年度練馬区国民健康保険料収納対策結果(収納率)について

その他

次期データヘルス計画について

7 配付資料

【資料1】	平成29年度第1回東京都国民健康保険運営協議会について
【資料2】	平成30年度保険者努力支援制度(区市町村分)について
【資料3】	平成28年度練馬区国民健康保険料収納対策結果(収納率)について

8 会議の概要と発言要旨

【会長】 本日は大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまから、平成29年度第2回練馬区国民健康保険運営協議会を開催します。

本日の出席委員数について、事務局より報告があります。

【事務局】 ただいまの出席者数は、17名でございます。よって、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日は、河原委員、備前委員、岩崎委員、渡邊委員、池島委員以上5名の委員より欠席の連絡をいただいております。伊藤委員は出席予定ですが、遅れていることをご報告いたします。

【会長】 それでは、次第に従いまして進行したいと思います。

はじめに、保険者を代表して、区民部長よりご挨拶をお願いします。

【区民部長】 唐澤でございます。本日、前川区長は公務が重なっており、出席できませんので、保険者を代表してご挨拶を申し上げます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回の開始時間は2時でございますが、この前に議会の日程が入っておりました関係で、これより前に開催できませんでした。この後、ご予定のある方もいらっしゃるかと思いますが、ご了承のほどお願いいたします。

去る9月20日に、新しい国保制度で財政の主体となる東京都が国民健康保険運営協議会を開催いたしました。この中で、これまで区市町村と東京都で協議をしてまいりましたさまざまなこと、国保の運営の方針や納付金の額、それに必要な保険料率のシミュレーションなどが示されました。事前に皆様方には資料を送らせていただきましたが、本日は東京都の運営協議会で使用した資料を用いまして、内容について説明させていただきます。

区の国民健康保険の保険料率につきまして、毎年条例の改正を行いますが、この条例の改正は、年が明けてから区議会へ上程の予定でございます。先の話しになりますが、次回の協議会はおそらく2月になってお集まりいただき、具体的に来年度の区の保険料率などについてご審議をいただきたいと考えてございます。次回の協議会までの間にも、東京都の動き等があると思いますので、その際には、資料をお送りすることを含めまして、情報提供させていただきたいと思っております。

また、練馬区国民健康保険の保健事業としての「データヘルス計画」について、年末に区民の皆様からご意見をいただくことも考えておりますので、本日は、そこについてのご案内もいたします。

どうぞよろしくお願いたします。

【会長】 続きまして、会議録の署名委員の選出でございますが、当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には議長および2人以上の委員の署名が必要となっております。この署名委員2名の選出について、私から指名したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、私から指名させていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員から、それぞれ1名ずつ選出しておりますので、このたびは被保険者代表の武川篤之委員と、保険医・保険薬剤師代表の齋藤良造委員のお二方をお願いをしたいと存じます。よろしく願いいたします。

これより審議に入ります。まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

資料の確認

【会長】 それでは、報告事項1について、説明をお願いいたします。

【国保年金課長】

報告事項1の説明

「平成29年度第1回東京都国民健康保険運営協議会について」(資料1)

【会長】 何か質問がございましたらお願いいたします。

【A委員】 平成29年度第1回東京都国民健康保険運営協議会資料の18ページに「新たな制度導入による保険料上昇の緩和(激変緩和)の仕組み」とあり、丸の1つ目に「新たな制度の仕組みでは、医療費水準や所得水準が高い区市町村が納付金を多く負担するため、一部の区市町村においては、被保険者の保険料が上昇する可能性がある」と記載されておりますが、この医療費水準や所得水準が高い区市町村というのは、具体的にはどの区が該当するのでしょうか。

また、医療費水準が高いというのは、どういう意味なのかご説明ください。

【国保年金課長】 資料1の最後の参考資料6ページに「平成29年度納付金算定に反映した区市町村の所得水準及び医療費水準の状況」が載っております。

これは、全国を1とした場合の指数になっており、この指数が1より大きいと所得水準が高いということです。練馬区の場合は、所得指数は1.011、医療費指数は0.975で

す。所得指数は1より多少上ですが、医療費指数は少し低めという状況です。先ほどの医療費水準が高い、所得水準が高いと納付金も高くなるという例は、例えば一番目に千代田区が載っておりますが、所得指数が1.516ですので、所得水準が高いということになり、医療費指数は1ですので、ちょうど平均相当となります。

また、医療費指数が高いというのは、1人当たりの使う医療費が高いということを主に示しているものでございます。

【B委員】 練馬区の試算結果が出ておりまして、一般財源からの法定外繰入を充てた現行からすると、2割近い増額の試算ということだと思います。ほかの自治体はもっと高いところもあるので、評価はいろいろかと思いますが、ただ、区の考え方として、現行の法定外繰入を継続して保険料水準の増嵩^{ぞうこう}を抑える考えなのか、基本的な考え方をお聞きしたいのが1点。

もう1点は、資料の中で赤字解消という言葉が出ており、課長のご説明を聞いていると、いわゆる決算処理の段階での法定外繰入のこのようなご説明ではありましたが、赤字とみなされる法定外繰入とそうでないものとの区別をお聞きしたい。まず、この2点からご説明をお願いします。

【国保年金課長】 1点目のご質問である区の考え方につきましては、先ほどの都の運営方針(案)の中で、このような法定外繰入金については段階的、計画的に削減をしていくと方針が出ていますので、それを踏まえつつ、被保険者の急激な負担増にならないように対応していく必要があると考えてございます。また、平成30年度の試算額も踏まえまして、具体的な保険料率については検討していく予定でございます。

もう1点の法定外繰入の考え方につきましては、素案の10ページをご覧ください。先ほど、素案の中身についてはポイントだけのご説明で終わりましたが、9ページの6に赤字解消・削減の取組という項目がございます。ここの(1)に解消・削減すべき「赤字」ということで、先ほども説明したように決算補填等目的の法定外繰入と繰上充用

金の増加額の合計と載っています。法定外一般会計繰入金のうち、決算補填等目的以外のものは、解消・削減の対象から除外するというので、10ページに表がござい
ます。左側が決算補填等目的のもの、右側が決算補填等目的以外のものと整理をし
ております。左側の、 についてはAということで、平成30年度以降は財政安定化
基金の貸付対象となり、赤字は発生しないという説明をしております。Bの、 、 、
が解消・削減すべき赤字だと都では整理をしている状況です。

【B委員】 後段のご説明のところ、実際に、今、練馬区が繰入している法定外の
一般財源をどのくらい解消すべきものなのか、その辺りの数字的なものを、つかみで
結構なので、教えてください。

もう1点、東京都に国保の運営協議会ができて、都の協議会と区の協議会の役割
分担について、いろいろと議論、整理が必要になると思います。最終的に一般財源
の繰り入れについては、区の協議会の大きな議論になると思うのですが、前段の標準
保険料率の設定、運営方針は、東京都の所管事項となっており、実際には運営方針
によって保険料の設定のフレームがかなり固められてしまうと。特に自治体間の医療
費の格差や所得水準の格差をどう反映するかということは、とても大きな施策的な判
断だと思うのですが、そういうことが東京都の運営方針で決まってしまうことがあ
るので、東京都が運営方針を決めるに当たって、練馬区や練馬区の運協として、何ら
かの意思表示や意見反映のルールがあってしかるべきではないかと思います。しか
し、先ほど伺ってありましたら、運協自体も年明けまでないというお話です。そうすると
運営方針も決まってしまう、全部、東京都がフレームを立てた後で区の議論が始まる
というように聞けなくもありません。区として、あるいは区の運協として、意見を出す機
会なり手続というものをどうお考えかということもあわせて2つ教えてください。

【国保年金課長】 最初の質問で、赤字の法定外がいくらぐらいかという点ですが、
平成27年度は約60億円、法定外の繰り入れをしております。それを運営方針に

示された形で整理をしますと、大体8割ぐらいが解消・削減していく額になると予測しております。

もう1点、都の運営方針に対しての運協のかかわり方ですが、都の運営方針を策定するに当たっては、62の区市町村と東京都との協議の場として、連携会議が設定されました。連携会議は特別区でも5区しか参加できていないのですが、実務者レベルでいろいろな運営方針(案)の具体的なことを決める等、協議しております。その内容については、私どもも、後日、都から報告を受ける状況ですので、区の運協が直接、何か関与するという形にはなってございません。

【B委員】 国保法では、運営方針(案)については市区町村の意見を聴くという規定があります。当然、案の段階で意見照会が来て、区として意見をお出しになると思います。これはとても大事な手続であり、会長にもご検討いただければと思いますが、東京都の照会に対して区として意見を出す際に、ぜひ、運協で皆さんの意見を聞いていただきたい。制度が大きく変わる時期で、練馬区にとってもどれだけ大きな影響があるかも含めて、非常に慎重な議論が必要だと思います。法律上、東京都が運営方針を決める権限を持っていますが、各市区町村の意見を聴かなければいけない。同意が必要とまでは国は言っていないようですが、十分に尊重しろということを行っています。意見の案をおまとめになった段階で、正式な諮問かどうかは別にして、ぜひ、運協にお諮りいただいて、運協の皆さんのご意見を聞いていただきたいと思います。これは、ぜひ、協議会の所掌事項として検討していただければということをお願いして、私の発言は終わります。

【会長】 ご意見として承っておきます。

【C委員】 平成29年度ベースの試算が出て、法定外繰入をしない場合は2割増ということ言われたのですが、これは単純に、平成29年度の試算と平成27年度の繰り入れ後の額を引くと2万数千円の差額が出ますが、それが今度の値上げ幅になると

考えていいのか、その辺を教えてください。

【国保年金課長】 標準保険料率の役割としては、目指すべき保険料率ということで、理屈の上ではそのような形になるかと思えます。しかし、実際の保険料率の決定は区市町村で行いますので、標準保険料率・額というのは参考です。今後、平成30年度のいろいろな数字等も見た上で、検討していくことになると思えます。

【C委員】 いろいろな対策を打つことになると思いますが、今度の運協が2月になったとき、ほとんど決まる寸前の議論しかできないような中で、もう少しわかりやすい資料を出していく必要があるのではないかと。保険料が出る時、いつも世帯別や所得別のシミュレーションで保険料がどうなるかが出されますが、今の時点でわかるシミュレーションを出して、区民の皆さんに、議論が今どうなっているのかをわかりやすく示す必要があるのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

【国保年金課長】 今回の試算結果は、平成29年度ベースの額でございます。先ほどもご説明したように、まだ公費が全部反映されていない状況です。今の時点で細かく出すというよりは、もう少し実際の数字に近いもので、保険料をお示ししたほうが良いと考えております。毎年、保険料率の案ができましたときには、モデルケースごとに保険料額を示してございますので、今年もお示しできればと考えております。

【C委員】 毎年、値上げが繰り返され、今年などは7,252円と上げ幅がかなり大きなものであったと。中には3万円とか大きな負担が増えるような方もいた。国保に加入されている方々というのは、非正規雇用の方だったり、年金の生活者だったり、そのような所得の低い方々が支えていることを考えると、さらに重い負担になると、今後、本当にやっていけなくなると思えます。そのような影響が大きいことについて、早い段階で、まず実態を知らせることが必要ですし、それへの対策として多くの方々の意見を反映するのであれば、早い時期にそういったことがわからなければ、声の上げようもないので、ぜひ、その辺はやっていただきたいと思えます。

それから、法定外繰入分は、前回も出ましたが、全国で大体3,400億円ぐらいあると。それは純粹に保険料の軽減に使われていた部分だと思えます。今度、国が財政支援として同額ぐらいのお金を入れるとのことですが、それが保険料の軽減だけに使われないと、結局、その分が保険料にはね返ってくると思うのですが、その辺はどのようになっているのでしょうか。

【国保年金課長】 先ほどの公費のあり方についての説明で、1,700億円のところを現在1,200億円で試算をし、都の反映分は106億円であり、内訳もお話しました。そのようなことをすることによって、結果的には被保険者の保険料の負担は軽減していると考えてございます。

【C委員】 負担は軽減されているが、最終的には保険料がどんどん上がっていくと、何のための制度改正なのかが問われてくると思えます。先ほども言った法定外繰入については、どんどん上がっていく仕組みとなるのであれば、さらなる国の支援が必要だと思えます。それについては意見も上げていただきたいと思えますが、同時に区としてできる法定外繰入は、東京都の方針では段階的になくしていくと言われていました。実態との関係で、区としての支援は継続していくべきだと思えますが、いかがでしょうか。

【国保年金課長】 一般会計からの繰り入れは、国民健康保険に加入していない方からの税金も投入することになりますので、区としては、投入を増やしていくことは非常に難しいと考えてございます。ただ、現状の保険料額と比べて急激な上昇にならないような配慮をしながら、適切な保険料額を設定することは必要と思っております。

【D委員】 都の素案で、この法定外繰入は計画的、段階的に解消を図っていくことが明記されています。それで、国庫支出金の割合を調べたのですが、1984年には49.8%。国がその割合で国庫からお金を出してきたわけですが、2008年には24.3%。24年かかっていますが、実に2.4倍。要するに、国の支出はこれだけ抑えら

れているので、我々の負担割合が上がるのは、当たり前です。

課長のお話しのとおり、国保以外の方の税金である一般会計から、やたらにもってこられる話ではなく、前回、部長も、その財源は非常に限られているとおっしゃっていました。国の公的資金の投入が今の段階で望めないということは、来年4月からですから、国は固まりつつあるわけです。区や区の国保運営協議会の位置づけは、国や都の下請け機関ではないですが、かといって練馬区がいきなり国に要請するわけにはいかない。多分、23区区長会で国への要望として各区要望を上げていくと思うのです。この協議会もその役割があると思います。単なる数字を言われても、上がるのは目に見えているわけですから、それを多少抑えますという話を聞いても、支払っているほうは、実感として非常に苦しい現状です。

区長も、国と都にパイプがあるのだと、それで、23区の先頭を切ってやるのだと、区のお知らせで前にうたっていました。それだけのことを言うのであれば、本当に23区の区長会を引っ張っていくような行動を示してもらわないと、いくら下でいろいろないい意見が出て、結局、23区区長会で吸い上げていただかないと、仕組みとしては国に行かないわけです。ですから、その辺を区長に頑張ってもらいたいし、我々の協議会もそういうためにあるのだということで進めていただきたいと思います。

【国保年金課長】 既に特別区区長会として、国や都からの公費の負担増については、要望をしているところがございます。各自治体としましても、収納率を上げていく努力や医療費の適正化を進めていくなどをし、医療費の上昇を抑制する必要があると、あわせて考えているところです。

【E委員】 繰り返しになりますが、先ほど池尻委員から運営協議会で意見を聞いてほしいという話がありました。そして、有馬委員からも早い段階での提示という話もありましたが、決定の段階でこの運営協議会で示すのではなく、ぜひとも早い段階で諮っていただきたいのですが、それについてはいかがでしょうか。

【国保年金課長】 資料のスケジュールをご覧ください。今年度の流れとして、運営方針の意見聴取というものが、真ん中の下に載っております。これが法律に基づいた意見聴取であり、都から10月上旬にありました。区としては、日ごろ皆様からお聞きしています内容も含めまして、意見として上げております。都は11月に諮問をすることになっており、運営協議会の意見を吸い上げてということは、現実には難しいと思います。しかし、このような皆様のご意見を踏まえ、会長ともご相談して、今後については検討していきたいと思えます。

【E委員】 意見が上げられたというのが、非常に意外というか、こちらの運協の役割はどういうものなのかと思えます。本来は、公募委員も入りました運協のご意見をまとめたものとなりますし、もし提示したのであれば、具体的にどのようなことを要望したのか、この協議会で示していただきたいと思えます。また、東京都が固まっている段階ではないと思えますので、今後、そういう機会も持っていただきたいと思えます。また、今後の予定が決まってからスケジュールを提示するのではなく、早い段階でしっかりと示していただきたいと思えます。

【B委員】 私がお願いしたことの回答がこのような形で出されると、非常に違和感があるのですが、このスケジュールを見ると、東京都の運営協議会の正式な運営方針(案)の諮問が11月です。法律上は、運営方針(案)について市区町村の意見を聴かなければならないとなっています。今は、案が出ていない。東京都の運協への諮問も終わっていない。この段階で法に基づく市区町村の意見照会が終わったという理解なのではないでしょうか。もしそうだとしたら、意見照会に対する自治体の回答は、今日、この場を出していただかないと。それは国保運協の基本的な仕事です。どうしてお出しただけなのか、お答えいただけますか。

【国保年金課長】 この法に基づく意見聴取は、10月2日付でございました。区としても、突然来るのかというのが、実際のところの感触です。

これまで、連携会議として、実務者レベルで区市町村と都との協議が実施されており、この意見聴取もその延長線上での内容ということでした。よって、これまで特別区として都にいろいろ申し上げてきた内容は、改めて今回の意見聴取には入れてございません。今回の素案を見まして、例えば「赤字」という言葉の使用が、整理がされていなくてわかりにくいとか、言葉の使い方で意見を上げたというものです。この1回だけの意見聴取をもって意見を上げたということではなく、これまで行われてきた協議会、連携会議、これを踏まえた上で、さらにこの素案の意見聴取でございました。

【B委員】 連携会議は連携会議で、法律上位置づけがあり、そこでいろいろな意見交換をなさっているのはよくわかるのですが、法に基づく策定要領があって、法の第82条の二第6項で、都道府県は、運営方針を定めるときはあらかじめ市町村の意見を聴かなければならないという規定があります。これは連携会議の意見とは違います。ただ、今回、10月の頭に法の第82条に基づく意見聴取があったということですので、それは東京都のやり方がイレギュラーだと思いますが、正式な意見聴取が法に基づいてある以上、正式な回答をお答えにならないと。これまで言ってきたことでも、基本的な考え方であれば、きちんとそこに盛り込まなければ区としての意見表明にはならないと思います。法の第82条に基づく意見聴取に対する区の回答は、きちんと協議会にもお出しくさるよう、ぜひお願いします。

【会長】 私も話を伺ってみたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、報告事項2に移ります。説明をお願いいたします。

【国保年金課長】

報告事項2の説明

「平成30年度保険者努力支援制度(区市町村分)について」(資料2)

【会長】 何かご質問等はございますか。

ないようでしたら報告事項3に移ります。説明をお願いいたします。

【収納課長】

報告事項3の説明

平成28年度練馬区国民健康保険料収納対策結果(収納率)について(資料3)

【会長】 何かご質問等はございますか。

ないようでしたら、報告事項を終わりとさせていただきます。続きまして、その他に移ります。その他で何かございますか。

【D委員】 レセプト点検の実施について、これから強化していくと。区のほうでも単月処理はもちろんやっていると思いますが、古いレセプトをもってきての縦覧点検は、どのくらいの頻度でやっているのか。請求が重複していないかとか、回数の限られた病名とか、いろいろありますが、それは単月処理ではわからないのです。練馬区は、どのくらいの頻度で縦覧点検をやっているのでしょうか。

また、ここに書いてあるレセプト点検員は、練馬区国保でやっていた公務員のOBなのか、それとも委託会社の社員が請け負ってやっているのか、教えてください。

【国保年金課長】 レセプト点検の縦覧点検につきましては、練馬区では8人の非常勤のレセプト点検員、もちろん資格を持っている者を採用いたしまして、毎日そのような業務を行っております。

【D委員】 単月点検は、国保だけではなく社保も毎日やっているわけですが、そうではなくて縦覧点検。要するに3カ月、4カ月まとめて、1人の人に対して古いレセプトをもってきて比較をするという点検ですけども。

【国保年金課長】 非常勤のレセプト点検員8人が週4日で勤務しておりますので、その勤務態勢の中で、日々定期的な点検をしている状況でございます。電子化されたレセプトを、パソコンを見ながらやってございます。

【会長】 趣旨としては、過去にさかのぼってお1人の対象者に対するレセプト点検がされているかということですよ。

【国保年金課長】 もちろん、定期的に、電子化されたレセプトにて蓄積された複数月に対して実際にやっているところでございます。

【D委員】 第三者行為の強化という点について。数年前、神戸市の小学校の男子が脇見運転をしながら坂道をマウンテンバイクでおり、女性にぶつかり、女性が倒れて頭を打ち半身不随となり、それで裁判を起こしたと。子供ですから親が保護者としての責任があり、9,500万円、1億円に近い請求がありました。裁判所も払いなさいということになりましたが、そういうことは、これから区でも少なくないと思います。過失割合については、国保連合会の弁護士が7対3とか、8対2とかするのでしょうか。それに基づいて、区は加害者である区民に請求するわけですが、もし、これが払えなかったらどうなるのですか。どうするのか。誰が払うのか。それを教えてください。

【国保年金課長】 第三者求償の取り組みについても力を入れていく必要があります、実際に、今やってございます。大体は、払っていただける方ですが、払えない場合は、ご家族の方等に請求をさせていただくことになると考えてございます。

【収納課長】 実際に、収納課で債権回収の支援をしております。第三者行為で、まず国民健康保険のほうで払って加害者の方に求償をする際に、徴収ができない場合、練馬区であれば、これは非強制徴収公債権になりますので、最終的には訴訟を提起して対応していくという形になるかと思えます。しかし、その前段階で、例えば弁護士に取り立ての交渉も含めた委任をするということも、今、現実にやっている状況がございまして、そういうものを活用していくようになるかと思えます。その上で、債権回収ができない原因によっては、債権放棄をするなど、練馬区には債権管理条例がございまして、それに基づいた対応をしていくようになります。

【会長】 ほかに、その他でございしますか。

【国保年金課長】 次期データヘルス計画について口頭報告がございします。

現在、特定健診及び特定保健指導については、特定健康診査等実施計画に基

づいて実施しております。その他の保健事業については、データヘルス計画に基づいて実施しているところですが、どちらの計画も3月で計画期間が終了となります。この2つの計画につきまして一体化をして「練馬区国民健康保険データヘルス計画」として策定を進めておりますので、ご報告申し上げます。12月11日の区報に意見募集のお知らせを掲載いたしますので、委員の皆様からもぜひご意見をいただければと考えてございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 この協議会にとっても大事なデータヘルス計画になりますので、よろしくお願いいたします。この件での質問はございますか。

【A委員】 いわゆるデータヘルス計画をやっていく際に、一番大事なのがカルテの電子化と理解をしておりますが、練馬区のカルテの電子化の普及率は、医科、歯科、薬剤どのような形で推移しているのか。その辺の普及率ないし目標等がありましたら、次回で結構ですから、教えてください。

【国保年金課長】 ほとんど、電子化になってございますが、まだ一部、紙ベースで提出されるものもございます。具体的な数字は、次回にご提示いたします。

【会長】 ほかに何か質問はございませんでしょうか。

それでは、次回の運営協議会についてよろしくお願いいたします。

【区民部長】 冒頭のご挨拶でも申し上げましたが、次回の運営協議会は、2月ごろにお集まりいただいて、ご審議をいただこうと思います。本日のお話の中でもございましたが、東京都が出す標準保険料率等につきましては、基本的に平成30年度ベースの数字が提示された後ということになります。標準保険料率は、それを使わなければならないというものではございません。あくまでそれを参考にし、実際の保険料率を決めるのは練馬区ですので、当然のことながら条例の改正を上程する前に、この運営協議会でご審議していただきたいと思っております。

東京都の示す標準保険料率は、基本的に法定外繰入をしない前提でつくっており

ますので、先ほどもお話がありましたとおり、前に比べて2割も保険料率が上がるとか、そのような可能性は極めて高いと考えてございます。したがって、それをそのまま受け入れることは、現実的には考えにくいと思っております。また、法定外繰入につきましても、段階的に解消していくという方針はあったとしても、それを、例えば来年すぐに全てとか、3年や5年で全てなくすというようなことも、あまり現実的なこととは思えないと考えております。平成30年度の保険料率等につきましては、その辺も含みまして、こちらのほうでもさまざまなことを考えさせていただいて、ご提示をさせていただくつもりでございます。ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

【会長】 今、お話をいただきましたように、次回も大事な協議会になりますので、各委員の皆さんは、ぜひ万障をやりくりしていただいて、また事務局も欠席者の出ないように日程調整をしていただければと思います。

それでは、これで本日の運営協議会を閉会とさせていただきます。

御苦労さまでした。